

社会福祉法人愛知育児院

一般事業主行動計画

社会福祉法人愛知育児院は、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法の趣旨に基づき、全職員がその能力を十分に発揮しやりがいのある職場であるとともに、安心して就業継続できる環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日 ～令和11年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1 子育て・家族の介護のために職員が使用できる制度の周知、情報提供及び啓発のための研修を継続して実施する。

【対策】 令和6年4月1日～

- 子育て・家族の介護に関する各種制度をまとめたハンドブックを職員へ配布し周知する。
- 子育て・家族の介護に関する各種制度の職場理解促進ため、利用する職員だけでなく、管理職等への研修・啓発活動を行う。

目標2 育児・介護休業を取得した職員が安心して子育てや介護に専念できる環境整備と円滑な職場復帰の支援を行う。

【対策】 令和6年4月1日～

- 休業中の職員に対して定期的な連絡、法人広報誌等の配布を行う。
- 復帰1か月前を目途に面接を行い、希望等を把握して、所属長とともに復職に向けた環境整備を行う。
- 希望に応じて復職に向けた研修の機会を設ける等、復職への不安を解消するための支援を行う。

目標3 職場と家庭生活との両立を支援するため、年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくりと、年次有給休暇の取得促進を図り、法人全体で取得率65%以上とする。

【対策】 令和6年4月1日～

- 当該年度付与の年次有給休暇取得率を、計画期間内に法人全体で65%以上とすることを目標とする。
- 職場単位で取得状況を確認し、改善に向けて業務の効率化を図るなど、全ての職場で休暇を取得しやすい環境づくりを推進する。